

伊佐市における住民基本台帳の閲覧の状況（令和 3 年 1 月 1 日）

個人情報に対する意識の高まりに的確に対処するため、住民基本台帳の写しの閲覧の制度を見直し、あわせて偽りその他不正手段による閲覧等に対する罰則が強化されました。また、市町村長は毎年少なくとも 1 回、住民基本台帳の閲覧の状況について公表するものとする（平成 18 年 11 月 1 日施行）とされたので、伊佐市における住民基本台帳の閲覧の状況を下記のとおり公表します。

記

（令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの 1 年間）

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (NHK 放送文化研究所 世論調査部 からの委託)	「2020 年国民生活時間調査」	令和 2 年 8 月 20 日	大字 大口渕辺、大口鳥巢、大口大田、 10 歳以上の男女 (平成 22 年 12 月 31 日までに生まれた男女)